

HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証制度 のご案内

北海道では、「HOKKAIDO WOOD HOUSE」を積極的に建築・設計し、PR等を行ってくださる工務店等を「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者として認証します。

建築推進業者に認証されると、北海道のホームページでのご紹介や、道産木材を利用した新築等の住宅に対する補助へのお申し込みを行っていただくことができます。

詳しくは

「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者認証制度

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/02_riyousuisin/hwh-suishingyousha.html


認証手続きの流れ

①手続きの準備

- ・実施要領及び運用、申請書類を道HPからダウンロード。
- ・実施要領及び運用の内容の確認



②書類の作成

- ・認証申請書の記入、必要な添付書類の準備



③書類の提出

- ・作成した申請書と添付書類一式を提出。



④建築推進業者の認証

- ・認証基準に基づき審査を行います。
- ・規定に適合することが認められる場合は、建築推進業者として認証されます。

主な認証基準は次のとおりです。詳しくは道HPをご確認ください。

- 1 HOKKAIDO WOOD HOUSEの建築推進に協力すること。
- 2 原則として本店の所在地が道内（個人の場合は事務所又は営業所の所在地が道内）にあること。
- 3 住宅設計事業者の場合は、BIS、BIS-M又は住宅省エネルギー技術講習会設計者講習会修了者の資格を有する者が所属していること。
住宅建設事業者の場合は、BIS-E、BIS-M又は住宅省エネルギー技術講習会施工技術者講習会修了者の資格を有する者が所属していること。
- 4 申請する年の1月1日現在において、木造住宅建築の設計又は施工に2年以上従事していること。
- 5 関係法令を遵守するとともに、建築主との契約の際には必ず書面で行い、契約締結後、契約書及び関係図書を30年間保存すること。
- 6 「一級建築士」、「二級建築士」、「木造建築士」、又は「1級建築施工管理技士」が在職していること。
- 7 省エネルギー性、耐久性など北海道にふさわしい住まいづくり（「きた住まいの要件に適合する住宅」等）に努めること。
- 8 HOKKAIDO WOODメンバー（※）であること。
※「HOKKAIDO WOOD公式サイト」から「ロゴマーク使用届出（メンバー登録）」をお願いします。



「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者認証制度は2025年6月1日よりスタート

「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者認証制度のスタートにともない、「北の木の家」建築推進業者認証制度は、2025年5月31日をもって終了しました。

「北の木の家」建築推進業者の認証を受けており、HOKKAIDO WOODメンバーの登録をされた業者は、2025年6月1日から「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者として認証し、「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者認証書を送付します。

詳しくは

「北の木の家」建築推進業者認証制度

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/02_riyousuisin/kinoie-suishin.html


《お問い合わせ先》

北海道水産林務部林務局林業木材課利用推進係
TEL 011-204-5492 FAX 011-232-1294

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
E-MAIL suirin.rinmoku11f@pref.hokkaido.lg.jp